

III. 人事連携

1. 人事連携

1) 連携対象項目

当機能で取り扱う情報のうち、一部の項目は「支給日登録」画面の「人事連携」ボタンの押下により、給与へ連携されます。

連携される項目とその連携先は次のとおりです。

連携元		連携先	
画面名称	項目名称	画面名称	項目名称
住民税情報登録	市区町村(徴収)	給与基本情報	市区町村(徴収)
住民税情報登録	月割額 6月～5月	給与業務共通	(503)住民税・初月 (504)住民税・例月
税額通知情報登録	特別徴収義務者指定 番号	特別徴収義務者指 定番号登録	特別徴収義務者指 定番号



連携先の入力欄について

連携先の入力欄には直接入力しないでください。

直接入力した場合は、支給日登録の際の「人事連携」ボタンの押下により、「住民税情報登録」画面に登録したそれぞれの値に置き換えられます。

2) 月割額の連携

月割額の連携先は「支給対象年月」により次のとおり決まります。

支給対象年月が6月 → 6月の月割額を「住民税・初月」に連携
→ 7月の月割額を「住民税・例月」に連携

支給対象年月が6月以外 → 支給対象年月に相当する月の月割額を「住民税・例月」に連携
また、退職や休職等の異動があった際は、住民税情報登録画面の「異動事由発生後の未徴収税額の徴収方法」の登録内容に応じた月割額が自動的に算出され連携されます。

徴収方法が「1.特別徴収継続」もしくは「3.普通徴収」の場合

支給対象年月が最終徴収年月 → 最終徴収年月に相当する月の月割額を連携

支給対象年月が最終徴収年月の翌月 → 0円を連携

支給対象年月が最終徴収年月の翌々月以降 → 連携しない

徴収方法が「2.一括徴収」の場合

支給対象年月が最終徴収年月 → 最終徴収年月に相当する月以降の月割額の合計を連携

支給対象年月が最終徴収年月の翌月 → 0円を連携

支給対象年月が最終徴収年月の翌々月以降 → 連携しない

⚠ 住民税適用月について
住民税適用月が7月の場合、支給対象年月ならびに最終徴収年月は1ヶ月ずれることになります。

- ・支給対象年月が7月 → 6月の月割額を「住民税・初月」に連携
- ・支給対象年月が8月 → 7月の月割額を「住民税・例月」に連携
- ・最終徴収年月が3月 → 支給対象年月が3月の際に2月以降の月割額の合計を連携(一括徴収の場合)
支給対象年月が4月の際に0円を連携

⚠ 住民税月割額の修正について
住民税月割額は、住民税通知書に記載のとおり登録してください。
一括徴収時の未徴収税額の合計や、最終徴収年月以降の徴収停止などは、異動情報を正しく登録すれば自動的に処理されますので、該当月の月割額を変更する必要はありません。

⚠ 最終徴収年月以降の給与連携額の修正について
最終徴収年月以降の給与連携額は修正できません。
何らかの理由で給与の控除額を調整する場合は、実際に徴収する金額との差額を、給与変動指定画面の「(539)住民税・調整」に入力してください。